

議会運営委員会記録

招集年月日	令和 7 年 11 月 14 日 (金)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 11 月 14 日 午前 9 時 30 分			
	閉 会 11 月 14 日 午前 9 時 48 分			
出席委員	委員長	和田 貴 弘	副委員長	大澤 博 行
	委員	新 井 均	委員	鈴木 健 夫
	委員	山 田 一 繁	委員	森 崎 成 喜
	議長	金 子 博	副議長	加 藤 大 輔
欠席委員	なし			
説明のため出席した者の職氏名	なし			
書記	事務局長	滝 沢 淳	次 長	鈴木 克 明
	主 幹	金 子 砂 知 子	主 任	木 村 郁 哉
事 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回定例会の会期及び議会の運営等について ・ 日高市議会傍聴規則の一部改正について ・ 一般質問に係る資料の投影について ・ 反問権行使方法の検討について 			
調 査 の 経 過				
(別紙のとおり)				

調査の経過

<開 会> 午前9時30分

- 和田委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。本日の日程については、12月定例会の会期及び議会の運営等についての調査であります。

<委員会付託及び即決について>

- 和田委員長

総務福祉常任委員会 議案第71号、第72号、第75号、第76号、第77号、第79号、第80号、第81号、第87号、第88号

文教経済常任委員会 議案第71号、第73号、第74号、第82号、第83号、第84号、第85号、第86号

議会運営委員会 議案第78号

即 決 議案第89号、第90号、第91号、第92号、第93号、第94号、第95号、第96号、第97号、第98号、第99号、第100号、第101号、第102号、第103号

即決の議案は全て、人事案件のため質疑日の即決とします。

以上のおおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

このとおり決定します。

今定例会では、農業委員会委員の任命についての議案が14議案提出されております。この取り扱いについては前回の令和4年の議案提出の際に議会運営委員会において決定した事項について確認いたします。

質疑、討論、採決について一括で審議いたします。質疑、討論がある場合は、議案番号、議案名を述べたあと、質疑、討論をそれぞれ発言していただきます。採決については、一括で原案のとおり決することへの異議について諮り、異議がある場合は、議案ごとに採決を取ります。この手法は「農業委員会委員の任命について」のみとなります。なお、執行部からの提案説明は議案ごとに行われるとのことです。

これは、効率的な議会運営を目的としたものですが、このことに関連し、議案の提出書の朗読について見直しを行いたいと思います。

議案の提出書の朗読は、現在事務局長に朗読させております。これは、会議規則第36条「議長は必要があると認めるときは、議題となった事件を職員をして朗読させる」を受けて、先例集11ページ「61 市長からの議案の提出書等は、議長が議会事務局長に朗読させて報告する例である。」に基づくものです。しかし、会議規則には「必要があると認めるとき」とあり、議員必携109ページの会議規則の解説として「通常、議案は印刷されて事前に配布されているので朗読は行わず、議長が特に必要と認めたときだけ、事務局職員に朗読させることになっている」とあります。また、標準会議規則の逐条解説では「議案の朗読をするのは必要があると認めるときであるから通常は朗読をしないということである」とあります。

なお、二区議長会構成市では所沢市、川越市、日高市以外は議案提出書の朗読を行っておりません。

以上により、本来の形にただし、また議事運営の効率的観点から、今後、議案の提出書の朗読は廃止することといたしたいと思います。なお、議長の議事進行上による議事日程の読み上げは、これまでどおり議案番号及び議案名まで発言しますので、傍聴者への対応も可能となります。

また、それに伴い、先ほど説明した先例集の「市長からの議案の提出書等は、議長が議会事務局長に朗読させて報告する例である。」は廃止したいと思います。議案提出書の朗読及びそれに係る部分の先例集を廃止することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それではそのように決定いたします。

なお、今回の農業委員会委員の任命についての議事日程はまとめて読み上げるようになっておりますのでご承知おきください。

<一般質問について>

◦和田委員長 今定例会の一般質問の通告者は12人です。1日目4人、2日目4人、3日目4人としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように運用することとします。今、決定した日程を今回の一般質問に照らし合わせると

	4番	13番	14番	12番
12月 4日(木)	近藤議員、	佐藤議員、	大澤議員、	鈴木議員
	3番	5番	11番	6番
12月 5日(金)	成田議員、	横尾議員、	三木議員、	新井議員
	15番	7番	1番	8番
12月 8日(月)	山田議員、	加藤将伍議員、	城所議員、	和田議員

提出された通告について、内容を確認してください。

質問順、内容はこのとおりでよろしいですか。

(異議なし)

このとおり決定いたします。

<請願について>

◦和田委員長 請願第1号 「ゲノム編集技術応用食品の表示の義務化を求める意見書」を国に提出することを求める請願が提出されました。この請願は、文教経済常任委員会に付託することとしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

文教経済常任委員会に付託することに決定いたします。

<陳情について>

◦和田委員長 陳情第4号 陳情書 が提出されました。この陳情については、先例により開会日に議場配布することといたしますので、ご承知おきください。

<会期及び会期日程について>

◦和田委員長 会期及び会期日程につきましては、別紙(案)のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

別紙(案)のとおり決定いたします。

<日高市議会傍聴規則の一部改正について>

- 和田委員長 日高市議会傍聴規則の一部改正については、本委員会での決定を受け、さらに市内部の調整を終えております。本日、議案の形にしてお示しいたしますので、確認をお願いいたします。

日高市議会傍聴規則については案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定しました。

本日、決定した内容は、委員会提出議案として提出することを決定し、12月11日の最終日に議会運営委員会で追加議案として取り扱うことを決定し、提出することとします。なお、傍聴規則の一部改正による、傍聴券の変更、開会前の議長及び委員長の注意喚起、傍聴席入り口の掲示内容については、今定例会で確認いたします。

<反問権行使方法の検討について>

- 和田委員長 反問権については、日高市議会基本条例第9条第2項で市長やその他説明員は、議長又は委員長の許可を得て、議員からの質問又は質疑に対してその趣意を確認するため、反問することができるように定めています。また、会議規則第65条で説明員が質疑又は質問に対する答弁をするに当たっては、説明員は、当該質疑又は質問の趣意を確認するため、議長の許可を得て、質問議員に対して質問することができるようにあります。しかしながら、その行使の具体的方法については決まっておられません。この度、議長から実際に反問権を行使する際の流れやルール整備について検討するよう指示がありました。

については、開会日に議会運営委員会を開催し、案を提示いたします。会派に持ち帰り、検討の上、質疑日にご意見をいただく予定としたいと思いますがよろしいでしょうか。

- 大澤委員 議長会などで他の市の議長から、こういった話が出ていたということですか。
- 金子議長 二区の議長会において入間市が反問権の導入について検討しているとのこと、他市の状況を調べてみたところ、ダイア構成市の中では飯能市、所沢市、日高市が導入済みであるということが分かり、日高市にも問い合わせがあったのですが、導入はしているもののその取り決めがされていないため、決めておく必要があると思います、議会運営委員会で協議していただくことを提案しました。
- 大澤委員 よく分かりました。
- 和田委員長 ほかにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 和田委員長 それでは、反問権行使の具体的方法について検討することとします。開会日の本会議終了後に議会運営委員会を開催いたしますので、出席いただきますようお願いいたします。

<その他>

- 和田委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。
(なし)

<閉 会> (午前9時48分)

- 和田委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 和田 貴 弘